

都 道 府 県 担 当 課
指 定 都 市 担 当 課
各 中 核 市 担 当 課
児童相談所設置市担当課
御中

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

児童福祉施設等設備災害復旧費及び社会福祉施設等設備災害復旧費の
取り扱いについて

社会福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
設備災害復旧費の取扱いについて、従来、特定の災害に限って対象としていたところ、今般、新たに暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象（以下、「災害」という。）にかかる設備災害復旧費も補助対象とする制度を新設するなどの見直しを下記のとおり行ったため、各都道府県担当課におかれては、十分御了知いただくとともに、関係部署及び管内市町村（特別区を含む。）並びに関係施設等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1) 設備災害復旧費の補助対象となる被災

公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和 32 年 7 月 15 日付建河発第 351 号）第 2（災害原因の調査）及び第 3（採択の範囲等）の第 1 項に準じて、災害とみなされたものであって、対象経費の実支出額が 30 万円以上の被災をうけた被災事業所等ごとに補助対象となる。

なお、災害により被災し事業の継続が困難となった日から事業再開の日までの間に、別の災害による被害があった場合については、当初の被災日に係る災害及び事業再開までの一連の災害を一つの災害とし、本事業を実施すること。

例) 5 月 13 日に大雨に被災し、休業した。その後も大雨が続き、5 月 17 日に復旧し、事業再開した。

⇒ 5 月 13 日～17 日を一つの災害とする。

例) 5 月 13 日に大雨に被災し、長期間の休業としている間に、8 月 13 日に地震に被災し、8 月 17 日に復旧し、事業再開した。

⇒ 5 月 13 日～8 月 17 日を一つの災害とする。

2) 設備災害復旧費の申請手続き

本事業の国庫補助に係る交付の申請は、交付要綱の 9 において「別に定める日」まで

に行うこととされているが、円滑な事業の実施のため、災害ごとに事業の対象となる被災事業所等の状況把握に努め、当該状況把握の結果について、こども家庭庁又は厚生労働省からの求めに応じ、報告を行うこと。

3) 設備災害復旧費の基準額

一つの災害につき、450 万円（国補助 10/10）となる

以上

(児童福祉施設等設備災害復旧費)

こども家庭庁成育局 参事官（事業調整担当）付
施設調整等業務担当室調整係

電 話：03-6863-0286

(社会福祉施設等設備災害復旧費【障害福祉施設等】)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
福祉財政係

電 話：03-3595-2528

(社会福祉施設等設備災害復旧費【高齢福祉施設等】)

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

電 話：03-3595-2888